令和６年地方公務員制度実態調査の概要

■　地方公務員制度実態調査とは

全地方公共団体を対象に、毎年４月１日現在における職員団体及び労働組合の状況、分限・懲戒及び刑事処分の状況及び汚職事件の状況を調査しているものである。

以下は令和６年地方公務員制度実態調査（調査対象期間:令和５年４月１日から令和６年３月31 日までの間）における道内市町村及び一部事務組合等（以下「市町村等」という。）の概要である。

１　分限処分、懲戒処分及び刑事処分の状況

（１）分限処分者の状況

分限処分は、職員の身分保障を前提としつつ、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をいい、降任、免職、休職及び降給の４種類がある。

令和５年度中の分限処分者数は、2,875 人で前年度と比べて 549 人増加している。処分の内訳は表１のとおりである。

表１　分限処分の状況

区分	降任		免職		休職		降給		合計	
	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５
勤務実績がよくない場合	0	2	0	1	0	0	0	0	0	3
心身の故障の場合	2	3	0	1	2,320	2,860	0	0	2,322	2,864
職に必要な適格性を欠く場合	1	2	0	4	0	0	0	0	1	6
職制等の改廃により過員等を生じた場合	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
刑事事件に関し起訴された場合	0	0	0	0	3	1	0	0	3	1
条例で定める事由による場合	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	3	7	0	7	2,323	2,861	0	0	2,326	2,875

（２）懲戒処分者の状況

懲戒処分は、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分であり、戒告、減給、停職及び免職の４種類がある。訓告、厳重注意等の処分が行われる例があるが、これらは実質的に制裁を伴わない矯正措置であり、懲戒処分には当たらない。

令和５年度中の懲戒処分者数は、183 人で前年度と比較して 12 人増加している。処分の内訳は表２のとおりである。

表２　懲戒処分の状況

処分の種類	戒告		減給		停職		免職		合計		訓告等	
	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５
法令に違反した場合	17	21	15	15	9	8	7	7	48	51	276	353
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	42	39	27	32	6	6	0	2	75	79	566	513
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	13	14	14	16	10	18	11	5	48	53	305	304
合計	72	74	56	63	25	32	18	14	171	183	1,147	1,170

（３）刑事処分者の状況

令和５年度中の刑事処分者数は、23 人で前年度と比べて５人減少している。処分の内訳は、交通事案によるものが大半で 17 人となっている。処分の内訳は表３のとおりである。

表３　刑事処分の状況

処分の種類	懲役		禁錮		罰金		科料		合計	
	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５	Ｒ４	Ｒ５
交通事案による場合	0	0	0	0	24	13	0	4	24	17
その他	0	2	0	0	4	4	0	0	4	6
合計	0	2	0	0	28	17	0	4	28	23